

防府市短期入所生活援助（ショートステイ）事業実施要綱

平成 22 年 4 月 1 日制定

（目的）

第 1 条 この事業は、保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等（以下「実施施設」という。）において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。（以下「事業」という。）

（事業主体）

第 2 条 この事業の実施主体は、防府市とする。

（事業の対象者）

第 3 条 この事業の対象となる者は、防府市内に住所を有し、保護者が次に掲げる理由により一時的に児童を養育することが困難になった家庭の児童又は経済的な理由により緊急一時的に保護を必要とする母子等で市長が認めたものとする。

（1） 児童の保護者の疾病

（2） 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由

（3） 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由

（4） 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由

（5） 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合
（実施施設）

第 4 条 実施施設は、あらかじめ市長が指定した児童養護施設等とする。

（申請）

第 5 条 この事業を希望する保護者は、緊急やむを得ない場合を除き事業の利用を希望する前日までに、短期入所生活援助（ショートステイ）利用申請書（第 1 号様式）を市長に提出するものとする。

(実施決定)

第6条 市長は利用申請があった場合、実施施設の受け入れに支障がない限り速やかに決定を行うものとし、短期入所生活援助（ショートステイ）決定通知書（第2号様式）により保護者に通知するとともに、短期入所生活援助（ショートステイ）委託決定通知書（第3号様式）により実施施設に通知するものとする。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用申請等の手続きは事後であっても差し支えないものとする。

(期間)

第7条 期間は、原則として7日以内とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合には、必要最小限の範囲内でその期間を延長することができる。

(中止及び届出)

第8条 実施施設の長は、事業の実施について次に掲げるいずれかの理由が生じたときは、事業を中止するものとする。

(1) ショートステイを利用する児童の健康状態の変化等により実施施設での対応が著しく困難になったとき。

(2) ショートステイを利用する児童が事業の対象に該当しなくなったとき。

2 実施施設の長は前項の規定により事業を中止するときは、短期入所生活援助（ショートステイ）施設利用中止届（第4号様式）により、市長に届け出るものとする。

(児童の送迎)

第9条 この事業に伴う児童の送迎は、原則として保護者が行うものとする。ただし、保護者による送迎が困難な場合は、実施施設による付添い送迎を利用することができる。

(費用)

第10条 市長は、事業に要した経費（別表の事業単価により算定した額）を実施施設に支弁するものとする。

2 実施施設の長は、7月、10月、1月、4月の10日までに前3か

月分について、前項に基づき算定した額を市長に請求するものとする。

3 市長は、事業の実施に要した経費の一部（別表の利用者負担額により算定した額）を保護者から徴収することができる。

（負担金の納付）

第 11 条 保護者は、利用にかかる負担額を市に納付しなければならない。

（実績報告）

第 12 条 実施施設の長は、毎月 10 日までに前月分について、別表に基づき算定した額を短期入所生活援助（ショートステイ）受託実績報告書（第 5 号様式）により市長に提出するものとする。

（関係機関との連携）

第 13 条 市長及び実施施設の長は、この事業の実施に当たっては、相互に連携を図り、児童相談所、母子自立支援員、民生委員・児童委員等の関係機関とも十分な連携をとるものとする。

（その他）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表

【短期入所生活援助（ショートステイ）事業】実施基準表

対象児童等	事業単価	利用者負担		
		生活保護世帯	市民税非課税世帯	一般世帯
2歳未満児・慢性疾患児	8,650円	0円	2,160円	4,320円
2歳以上児	4,740円	0円	1,180円	2,370円
緊急一時保護の母親	1,200円	0円	300円	600円

- ※ 実施施設による付添い送迎を利用した場合、上記事業単価に加えて、実施日数1日当たり1,860円を実施施設に支弁する。
- ※ 事業単価は、市が実施施設に支弁する1日1人当たりの単価である。
- ※ 利用者負担額は、市が保護者から徴収する1日1人当たりの利用徴収金の単価である。

第1号様式（第5条関係）

短期入所生活援助（ショートステイ）利用申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

（申請者）

住 所 防府市

氏 名

防府市短期入所生活援助（ショートステイ）の利用を次のとおり申込みます。

なお、利用料確認にかかる市民税課税台帳の調査について了承します。

児 童	氏 名				性別	男・女
	生年月日				年齢	
	学 校 名		学 年		担任	
保 護 者	氏 名		生 年 月 日			
	住 所				児童との続柄	
	電 話 番 号		緊急連絡先			
家 族 構 成	氏 名	年齢	続柄	職 業	摘 要	
希 望 施 設 等						
申 込 み 理 由	該当するものを○で囲んでください。 (1) 児童の保護者の疾病 (2) 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由 (3) 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由 (4) 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由 (5) 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合					
通 所 の 方 法	保護者による送迎 ・ 施設による付添い送迎（往復・往路のみ・復路のみ）					
申 込 み 期 間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）まで 日間					
児 童 の 健 康 状 態 そ の 他 留 意 事 項						

第2号様式（第6条関係）

短期入所生活援助（ショートステイ）決定通知書

第 号

年 月 日

様

防府市長

印

年 月 日付けで申請のありました短期入所生活援助（ショートステイ）について、
下記のとおり決定しましたので通知します。

児 童	氏 名		性 別	男 ・ 女
	生 年 月 日		年 齢	
保 護 者	氏 名			
	住 所			
養育保護の理由	(1) 児童の保護者の疾病 (2) 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由 (3) 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由 (4) 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由 (5) 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合			
養育保護の期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 () まで 日間			
付添い送迎の利用	施設による付添い送迎の利用 無 ・ 有 (実施日数 日) 往復 ・ 往路のみ ・ 復路のみ			
実 施 施 設	施 設 名			
	所 在 地			
	電 話 番 号			
保護者負担金				
参 考 事 項	* お子様の送迎は、保護者の方の責任でお願いします。 * 保護者負担金は、利用終了後に郵送する納付書をお持ちになり、お近くの銀行で納付をお願いします。			

第3号様式（第6条関係）

短期入所生活援助（ショートステイ）委託決定通知書

第 号

年 月 日

様

防府市長 印

短期入所生活援助（ショートステイ）の実施について次のとおり委託します。

児 童	氏 名		性 別	男 ・ 女	
	生 年 月 日		年 齢		
保 護 者	氏 名		生 年 月 日		
	住 所			児童との続柄	
	電 話 番 号		緊 急 連 絡 先		
養育保護の理由	(1) 児童の保護者の疾病 (2) 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由 (3) 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由 (4) 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由 (5) 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合				
養育保護の期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 () まで 日間				
付添い送迎の利用	施設による付添い送迎の利用 無 ・ 有 (実施日数 日間) 往復 ・ 往路のみ ・ 復路のみ				
委 託 費					
保 護 者 負 担 金					
参 考 事 項					

短期入所生活援助（ショートステイ）施設利用中止届

年 月 日

（宛先）防府市長

実施施設の長名

短期入所生活援助（ショートステイ）事業の実施について、下記のとおり中止しましたので、防府市短期入所生活援助（ショートステイ）事業実施要綱第8条第2項の規定により届け出ます。

記

<p>児 童 氏 名</p>	
<p>申 込 みの 期 間</p>	<p>年 月 日 () ~ 年 月 日 () まで 日間</p>
<p>中 止 期 間</p>	<p>年 月 日 () ~ 年 月 日 () まで 日間</p>
<p>理 由 (該当理由に○)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の健康状態の変化により、対応が著しく困難となったため。 ・児童が事業の対象に該当しなくなったため。 ・その他 ()

